

# お知らせ

## 長浜市景観まちづくり計画（一部改訂案）にご意見を

市は、平成20年1月に「景観行政団体」となり、同年3月に「長浜市景観まちづくり計画」と「長浜市景観条例」を施行し、長浜にふさわしい良好な景観づくりに努めています。この計画では、市内の一部を景観形成重点区域に設定し、きめ細かな景観形成のルールなどを定めています。  
平成22年1月1日の1市6町合併により市域が拡大し、長浜市は新たな景観特性や景観資源を有することになったため、これらをふまえて長浜市景観まちづくり計画を変更し、より長浜らしい魅力的な景観形成を図ります。皆様のご意見をお聞かせください。

### ◆追加・変更する主な内容

- ①市全域を景観計画区域とし、これまで県風景条例に定められていた琵琶湖沿岸・国道365号沿道・姉川河川の景観形成重点区域を引き継ぎます。
- ②景観づくりのルール（景観形成基準）は、従前の長浜市景観まちづくり計画に定める基準に統一します。
- ③新たに「やわた夢生小路」を特定景観形成重点区域に指定します。
- ④奥琵琶湖の文化的景観に関する記述を追加します。

【募集期間】 9月28日(火)～10月27日(水)

【閲覧場所】 都市計画課窓口、市役所本館及び各支所の市政情報コーナー、市ホームページ (<http://www.city.nagahama.shiga.jp>)

【提出方法】 任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記のうえ、都市計画課へ直接持参、郵送、FAX、Eメールでご提出ください。

### 【提出・お問合せ先】

〒526-0031 長浜市八幡東町632番地（長浜市役所東別館5階）  
長浜市都市計画課（TEL 65-6562 FAX 65-6540）  
Eメール：toshikei@city.nagahama.lg.jp

## 身体にしょうがいのある人を対象として市職員を募集します

| 職種    | 採用予定人員 | 受験資格  |
|-------|--------|---|
| 一般事務職 | 2人程度   | 次の要件をすべて満たす人<br>ア 昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人<br>イ 身体障害者手帳の交付を受け、そのしょうがいの程度が1級から6級までの人<br>ウ 自力により通勤ができ、介護者なしに一般事務職としての職務遂行が可能な人<br>エ 活字印刷文による出題に対応できる人<br>オ 介助・介護者なしに受験可能な人 |

■第1次試験日 11月6日(土)

■申込受付期間 10月1日(金)～22日(金)

### 【受験申込書の配布先・受付窓口】

長浜市職員選考委員会（長浜市役所人事課）  
〒526-8501 長浜市高田町12番34号（☎65-6502）

### ★受験申込書を郵送で請求される人へ

受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒（角形2号＝33cm×24cmの封筒に120円切手を貼ったもの）を同封して、左記まで送付してください。  
※市ホームページからダウンロードすることもできます。

## 下水道排水設備工事責任技術者試験

【とき】 平成23年2月17日(木)  
【ところ】 立命館大学びわこ・くさつキャンパス（草津市野路東1-1-1）  
【受付期間】 10月25日(月)～11月12日(金) 9時から17時(土・日・祝日を除く)  
【申込書配布】 市上下水道課（東別館3階）  
【受付場所】 10月12日(火)～

問 市上下水道課(☎65-1601)又は、財団法人滋賀県建設技術センター(☎077-565-0216) ホームページ<http://www.sct.or.jp/>

## 近畿圏交通実態調査にご協力をお願いします！

近畿2府4県にお住まいの皆さんを対象に1日の動きをお聞きする交通実態調査を10～11月に実施します。調査結果は、交通計画、防災計画、環境改善など、安全で快適なまちづくりに活かしていきます。

この調査は、郵送により調査票を配布いたします。調査票がお手元に届きましたら、調査にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

【調査対象】 調査地域内にお住まいの世帯の中から無作為に抽出  
【調査内容】 平日・休日のある1日の「滞在場所や活動・目的、移動手段」など

【調査主体】 国土交通省・滋賀県

# お知らせ

## 市政の動き

(8月1日～8月31日)

※ここでは、「クリーン、わかりやすい、開かれた市政」の確立のため、市民の皆さんに市役所内で「どのような会議」が開催され、「どのような結果」になったか概略をお知らせします。

8/3(水)  
4(水)

### 長浜市教育委員会事務評価委員会

【内容】 平成21年度の教育に関する事務の管理、執行の状況について  
【結果】 昨年度の教育に関する事務事業について点検・評価を行うため、学識経験者に意見を求めた。その結果については、報告書にまとめ、市議会に提出するとともに公表する。  
【担当課】 教育委員会事務局教育総務課（☎74-3700）

8/12(水)

### 長浜市教育振興基本計画策定委員会第2回会議

【内容】 本市がめざす教育の姿（基本方針）・基本目標について  
【結果】 今後10年間を見据えた、市がめざす教育の姿（基本方針）・基本目標について、意見交換を行った。  
【担当課】 教育委員会事務局教育総務課（☎74-3700）

8/17(水)

### 第1回長浜市次世代育成推進協議会

【内容】 長浜市次世代育成支援対策後期行動計画における平成22年度の実施状況と長浜市の子育て支援事業について  
【結果】 平成22年度実施計画及び取組状況を報告し、意見交換を行った。  
【担当課】 子育て支援課（☎65-6514）

8/25(水)

### 第5回景観審議会

【内容】 長浜市景観まちづくり計画（一部改訂案）、屋外広告物に関する独自規制基準（素案）について  
【結果】 平成23年1月から施行する長浜市景観まちづくり計画（一部改訂案）について、新長浜市の景観特性や景観資源に関して意見交換を行った。また、平成24年度からの施行をめざす市独自の屋外広告物条例について、その規制基準（素案）に関して意見交換を行った。  
【担当課】 都市計画課（☎65-6562）

8/26(水)

### 第11回長浜市しょうがい福祉審議会

【内容】 「長浜市しょうがい者計画」「長浜市しょうがい福祉計画」の概要、今後の予定および市のしょうがい福祉行政について  
【結果】 正副会長を事務局一任で選出。市町合併後の上記計画を報告。しょうがい者施策の動向と計画策定に向けた取り組みや予定などを説明し、今後の審議会の在り方について意見交換を行った。  
【担当課】 しょうがい福祉課（☎65-6518）

※詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.nagahama.shiga.jp>) をご覧ください。

| 各施設の募集単位           | 指定管理<br>予定期間 | 募集要項配付場所<br>及び問合せ先    |
|--------------------|--------------|-----------------------|
| 高月福祉ステーション         | 5年間          | 高齢福祉介護課<br>(☎65-7789) |
| 木之本福祉ステーション        | 5年間          | 高齢福祉介護課<br>(☎65-7789) |
| 長浜バイオインキュベーションセンター | 5年間          | 商工振興課<br>(☎65-8766)   |
| 長浜勤労者総合福祉センター      | 5年間          | 商工振興課<br>(☎65-8766)   |
| 高月共同福祉施設           | 5年間          | 商工振興課<br>(☎65-8766)   |

【指定管理期間】 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間  
【募集要項配付期間】 10月1日(金)～11月1日(月)  
【応募書類受付期間】 10月26日(火)～11月1日(月)  
※募集要項（仕様書、応募申請書類等）は各施設担当課で配付するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

**市公共施設の指定管理者を募集しています**

平成23年4月から、次の施設の指定管理者となつて施設の管理運営をしていただく団体や個人を募集しています。ご応募ください。

※指定管理者制度とは、民間の企業やNPOなどを含め、法人や団体（個人は不可）であれば、市に代わって公共施設の管理運営を行うことができる制度で、民間の専門性やノウハウを施設の管理運営に活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減などを図るものです。

問 行政経営改革課  
(☎65-6702)